



平成27年1月16日

愛知県環境審議会

自然環境保全部会長 織田 銑一 様

愛知県環境審議会

会長 青 木



第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の変更
について（通知）

平成27年1月15日付け26自環第488-1号及び26自環第488-2号で知事から諮問の
ありましたこのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議を
お願いします。

担 当 愛知県環境審議会事務局
(愛知県環境部環境政策課
企画・広報グループ)
電 話 052-954-6210(ダイヤル)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う
第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の変更について

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正点

平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成27年5月29日に施行されます。

(1) 題名の改正

(現行) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(改正後) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(2) 計画体系の整理

(現行) 鳥獣保護事業計画 → (改正後) 鳥獣保護管理事業計画

(現行) 特定鳥獣保護管理計画 → (改正後) 第一種特定鳥獣保護計画
第二種特定鳥獣管理計画

※ 第一種はツキノワグマ等希少の鳥獣を「保護」する計画（本県該当なし）、第二種は増えすぎた鳥獣を「管理」する計画に分離した。

(3) 「管理」促進のための新規事業の創設等

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
- ・ 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可制度の創設 等

2 本県の計画の主な改正点（諮問内容）

本県で策定している「鳥獣保護事業計画」及び「特定鳥獣保護管理計画」をこの法改正に合わせて変更します。主な改正点は、以下のとおりです。

(1) 第11次鳥獣保護事業計画

ア 計画名の変更

(現行) 第11次鳥獣保護事業計画

(改正後) 第11次鳥獣保護管理事業計画 (変更)

イ 計画本文中の文言の変更等

- ・ 保護事業 → 保護管理事業
- ・ 改正法により創設された新規事業に関する内容の追加

ウ 鳥獣保護区等の指定実績の記載

(2) 特定鳥獣保護管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ）

ア 計画名の変更

(現行) 特定鳥獣保護管理計画（鳥獣名）

(改正後) 第二種特定鳥獣管理計画 (変更)（鳥獣名）

イ 計画本文中の文言の変更

- ・ 保護管理 → 管理

ウ 狩猟期間の延長について（イノシシ、ニホンジカのみ）

イノシシ及びニホンジカは捕獲圧を高めるため、狩猟期間を1ヶ月間延長し、11/15～2/15を11/15～3/15とする。